

平成25年11月20日

建設工事入札参加者 各位

新 発 田 市

### 監理技術者等の途中交代に係る取扱いについて

監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通知。以下「運用マニュアル」という。）に示されているところであり、原則として認めておりません。

ただし、新発田市発注工事における監理技術者等の途中交代については、下記の基準を満足する場合に限り、認めることとします。

### 記

#### （適用基準）

次の(1) A 基準（個別条件）のアからキのいずれかに該当し、かつ、(2) B 基準（共通条件）のアからウのいずれも満たす場合に限り、請負者からの協議に対して、発注者が承諾することにより変更を認めます。

#### (1) A 基準（個別条件）

##### ア 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要）

##### イ 病気等

請負者から、「該当技術者本人が病気等のため、当該工事現場にて職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求め、明らかに現場で監理技術者等の職務を遂行できないと判断される場合に限る。

##### ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提出が必要）

##### エ 転勤

単なる請負者の都合による転勤ではなく、該当技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認

できる書類の提出が必要)

オ 発注者の責による大幅な工期延期

用地調整、占用物件調整等、発注者の責による一時中止による工期延期で、工事請負契約約款第51条第1項(2)に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

カ 工場製作を含む工事

橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作から現地での施工へ移行するとき。

キ 契約工期が多年にわたる工事

契約工期が2年以上の工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

(2) B 基準(共通条件)

ア 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における監理技術者等の技術力が同等(国家資格が同等等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

重複配置期間の基準

(ア) 工期が多年にわたる工事等で、かつ残工期が全体工期の1/2以上の工事：1ヶ月

(イ) 上記以外で工事の残工期が6ヶ月以上の工事：1週間

(ウ) その他の工事：1日

附 則

この取扱いは、平成25年12月1日以降、公告又は通知するものから適用する。